

草津市中小企業成長投資促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、物価高騰の影響を受ける事業者の負担軽減と地域経済の下支えするため、市内で事業を営む中小企業者を対象に、事業者が新事業展開や事業拡大、生産性向上を図るために必要な設備を導入する経費に対して、予算の範囲内において草津市中小企業成長投資促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者

(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、中小企業者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の申請日時点で市内において事業を営んでいること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 補助金の交付対象となる事業において、国、県または市の他の制度による補助金の交付および税制優遇を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業者等以外の企業をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業者が所有している中小企業者

ウ 大企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数または出資価額の総額をアからウまでの規定に該当する中小企業者等が所有している中小企業者

オ アからウまでの規定に該当する中小企業者等の役員または職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団もしくは同条第 6 号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

(3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）の規定による許可または届出を要する事業を営む者

(4) 政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体に係る活動をしようとする者

(5) 宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 2 条に規定する宗教団体に係る活動をしようとする者

(6) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象経費）

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新事業展開、事業拡大または生産性向上に資する次に掲げるものとする。

(1) 工具、器具および備品（生物は除く。）、機械および装置ならびに I T ツールに関するもの（以下「設備」と総称する。）

(2) 補助対象経費が中小企業者にあつては 6 0 万円以上のもの、小規模企業者にあつては 3 0 万円以上のもの

(3) 交付決定日から令和 9 年 2 月 1 5 日までに事業が完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助金の交付対象としない。

(1) リース契約および割賦払い

(2) 設備導入にあたって通常必要となる運搬費、処分費、工事費等以外の経費

(3) 専門業者を介さない個人または法人間の売買にかかる経費

(4) 本市外の事業所等に導入する設備にかかる経費

(5) 自社製品を導入する場合の経費

- (6) 国または地方公共団体からの受託事業等にのみ活用する設備導入にかかる経費
- (7) フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業にのみ活用する設備導入にかかる経費
- (8) 消費税および地方消費税
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額とし、100万円を上限とする。ただし、補助対象経費にかかる発注のすべてを市内事業者（代理店および卸売業者を含む。インターネットを通じた発注を除く。）に行う場合は、150万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、1事業者につき1回のみとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助対象事業者」という。）は、申請にあたっては、規則第3条第1項の規定にかかわらず、草津市中小企業成長投資促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- (1) 事業概要書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象経費内訳書（別記様式第3号）
- (3) 誓約書（別記様式第4号）
- (4) 設備の仕様および設備の見積価格を示す書類（補助対象経費が分かる書類）
- (5) 直近の決算書（個人事業主の場合は直近の確定申告書の写しを添えること。開業後決算期を迎えていない場合は開業届および市内において事業を営んでいることが確認できる書類を添えること。）
- (6) 市税の納税証明書
- (7) 法人の場合にあつては、履歴事項全部証明書の写し
- (8) 個人事業主の場合にあつては、本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (9) その他市長が必要とする書類
(決定の変更申請等)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業等の変更が生じるときは、あらかじめ、草津市中小企業成長投資促進補助金変更交付申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付目的の達成に支障がないと認められる変更であって、規則第7条による決定の変更申請を行う場合は、第6条の規定を準用する。

（実績報告）

第8条 補助金の実績報告をしようとする者は、規則第13条の規定にかかわらず、草津市中小企業成長投資促進補助金実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費実績内訳書（別記様式第7号）
- (2) 発注したことが分かる書類の写し
- (3) 費用の請求および支払を証する書類の写し
- (4) 設置した設備の写真
- (5) その他市長が必要とする書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内または補助対象事業年度の2月15日までのいずれか早い日までとする。

（電子情報処理組織の活用等）

第9条 補助対象事業者は、第6条および第8条にかかる申請等にあたっては、市長が指定する電子情報処理組織（草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年草津市条例第33号）第3条第1項に規定するものをいう。）を使用して申請を行うものとする。この場合において、補助対象事業者は別記様式に定める署名または押印を省略することができる。

（補助金の経理等）

第10条 補助対象事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 当該補助金を活用して取得、または効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格または効用の増加価格が50万円以上のものについて

て、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）。

- 2 取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
（状況報告）

第12条 市長は、補助対象事業の適正な執行ならびに取得財産等の適正な管理および運用を確保するため必要があると認めるときは、補助対象事業者の事務所や事業所に立ち入り、次の調査を行うことができる。

- (1) 帳簿や書類、実際の機材等の検査

- (2) 補助対象事業の関係者への質問

- 2 補助対象事業者は、正当な理由なく、前項の規定による立入検査および質問を拒んではならない。

- 3 市長は、第1項の調査により、規則およびこの要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助対象事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることができるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年9月18日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 6 条関係）

草津市中小企業成長投資促進補助金交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所
氏名

（法人にあつては名称および代表者の氏名）

担当者氏名
連絡先電話番号

標記の補助金の交付を受けたいので、草津市中小企業成長投資促進補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- ☐ 事業概要書（様式第 2 号）
- ☐ 補助対象経費内訳書（様式第 3 号）
- ☐ 誓約書（様式第 4 号）
- ☐ 設備の仕様および設備の見積価格を示す書類（補助対象経費が分かる書類）
- ☐ 直近の決算書（個人事業主の場合は直近の確定申告書の写しを添えること。開業後決算期を迎えていない場合は開業届および市内において事業を営んでいることが確認できる書類を添えること。）
- ☐ 市税の納税証明書
- ☐ 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- ☐ 本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）（個人事業主の場合）
- ☐ その他市長が必要とする書類

(裏面)

現在までの業種（小分類） ※複数ある場合も全て記載	
常時使用する従業員の数 （役員を除く）	

補助対象経費	円
--------	---

補助金交付申請額 （補助対象経費×1／2）	円（千円未満切捨て）
--------------------------	------------

事業実施期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日
------------	---------------

※契約予定年月日および事業完了（設備の納入および支払いの完了）予定日を記載すること。

様式第2号（第6条第1号関係）

事業概要書

補助対象事業の概要等（下記の記載要領に沿って作成してください。）	
1	自社の事業概要
2	事業における課題
3	実施事業目的 ☐ 新事業展開 ☐ 事業拡大 ☐ 生産性向上
4	設備投資の具体的内容および期待する効果（300字以内）
※記載欄が不足する場合は別紙記載も可	

（記載要領）

- 1 自社の事業概要
自社の事業内容について、概要を記載すること。
- 2 事業における課題
当該補助金を活用して解決したい課題を記載すること。
- 3 実施事業目的
該当する項目全てを選択すること。（1項目以上の選択を必須とする。）
- 4 設備投資の具体的内容および期待する効果
導入する設備の名称、用途等を記載し、どのように実施事業目的（新事業展開、事業拡大、生産性向上）を達成させるかを具体的かつ定量的に記載すること。

様式第 3 号（第 6 条第 2 号関係）

補助対象経費内訳書

No	設備の名称・仕様	単価（円）① （消費税および地方消費税を除く。）	発注先 （該当するものに ○印を付す。）	数量 ②	対象経費 ①×②
			市内 ・ 市外		
			市内 ・ 市外		
			市内 ・ 市外		
			市内 ・ 市外		
合 計				円	

※補助対象経費に係る発注先をすべて市内事業者を通じて行った場合にのみ、上限 1 5 0 万円とする。

※インターネットを通じた発注の場合は、市外に○印を付すこと。

※必要に応じて、行を追加すること。

様式第4号（第6条第3号関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、滋賀県警察本部等に照会することについて承諾します。

記

- 1 草津市中小企業成長投資促進補助金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当する者ではありません。
- 2 申請内容に虚偽の内容はありません。
- 3 補助金交付申請書の記載事項および関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合または記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。
- 4 同一の事業内容で、県、国または市町等の他の補助金、助成金等の交付を受けていません。または、受けることが決定していません。
- 5 その他、本補助金の交付にあたり市長が必要と認める書類の提出を求められた場合には速やかに提出します。また、現地調査を行う場合は、調査に真摯に対応します。

年 月 日

住所
氏名

（法人にあつては名称および代表者の氏名）

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所
氏名

（法人にあっては名称および代表者の氏名）

草津市中小企業成長投資促進補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記の補助金
について、下記のとおり変更したいので、草津市中小企業成長投資促進補助金交付要綱
第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

変更の目的 （右記ア・イいずれかで該当するものに ○印を付す）	ア 補助金交付申請額の変更 イ 補助対象事業の中止または廃止
変更後の補助金交付申請額 A	円
現在交付決定を受けている額 B	円
増減額 A－B	円
変更の理由	

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所
氏名

（法人にあっては名称および代表者の氏名）

草津市中小企業成長投資促進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった草津市中小企業成長投資促進補助金について、草津市中小企業成長投資促進補助金交付要綱第 8 条の規定により、その実績について関係書類を添付して報告します。

記

1 交付決定額 円

2 添付書類

- ☐ 補助対象経費実績内訳書（様式第 7 号）
- ☐ 発注したことが分かる書類の写し
- ☐ 費用の請求および支払を証する書類の写し
- ☐ 設置した設備の写真
- ☐ その他市長が必要と認める書類

(裏面)

補助対象となった設備を導入したことによる効果（300字以内）

※記載欄が不足する場合は別紙記載も可

様式第 7 号（第 8 条第 1 号関係）

補助対象経費実績内訳書

No	設備の名称・仕様	単価（円）① （消費税および地方消費税を除く。）	発注先 （該当するものに ○印を付す。）	数量 ②	対象経費 ①×②
			市内 ・ 市外		
			市内 ・ 市外		
			市内 ・ 市外		
			市内 ・ 市外		
合 計				円	

※補助対象経費に係る発注先をすべて市内事業者を通じて行った場合にのみ、上限 1 5 0 万円とする。

※インターネットを通じた発注の場合は、市外に○印を付すこと。

※必要に応じて、行を追加すること。